

〈婦民〉

## 政党助成法廃止を求め 署名四千余筆提出



倉林明子さん（参院議員）（手前左）に署名を手渡す

政党助成金制度は一九九五年、「政治改革」の名のもとに、小選挙区比例代表並立制と共に導入されました。

「これからも引き続き署名を広げていきます」と参加者も決意を語りました。

署名提出後の懇談で倉林さんは、「日本共産党は当初からこの制度に反対して受け取りを拒否し、九六年の特別国会以来、政党助成法廃止を提案しています。

政党の政治資金は国民との結びつきを通して自主的につくるべきものですね。

助成法はこの本来のあり方に根本的に反し、政党の堕落と国民無視の政治を助長する制度だと考えています。『受け取って有効に使えば』という意見もあるのですが、憲法違反のお金を受け取ること自体が国民への背信行為になります。

また制度廃止への世論の結集にも逆行することになると思います。今後も制度の廃止をめざして共に頑張りましよう」とのべて参加の

婦人クラブは十一月八日、「政党助成法の廃止を求める署名」を今臨時国会に提出しました。婦民では、この法が憲法に基づいて保障されている「思想・良心の自由」「政党支持の自由」や「政党の平等」を

侵すものとして四年余り本署名に取り組んできました。署名数が四千四百十八筆を超えたのを機会に提出することとし、参院議員会館で倉林明子さん（日本共产党参院議員）に手渡しました。

「政党助成の交付金は私